

2 不審者対応マニュアル

(1) 学校への不審者の侵入を防ぐための対応

- ・ 来校者には、常に玄関または、事務室の入り口から入るよう日頃から広めておく。
- ・ 来校者は、事務室に声をかけるとともに、来客者名簿に必要事項を記入し、来校証をつけてもらう。帰校後は、来校証を返却し帰校時刻を記入する。
- ・ 来校者は、原則的に事務室、校長室、職員室まででの範囲で対応する。
- ・ 教室には、防護用棒（当面は掃除用具）を常置しておく。
- ・ 学級担任は、常に運動場にも意識を配り、不審に感じる事態があれば、速やかに校内電話で連絡する。

(2) 学校に不審者が侵入してしまった場合の対応

①心当たりのない人物が校内や教室に入ろうとしたら、

「どなたでしょうか?」「何かご用ですか?」「ご用の方は受付(事務室)へ行ってください。」などの対応をする。

②退去指示に従わない、危害を加えそうになる、その他緊急事態が発生した場合 《発見者は》

- ・ 直ちに児童の安全確保を図るために、大声で「〇〇に逃げろ」などの指示をする。ただし、児童に動揺を与えないように状況判断を的確にする。
- ・ 児童の避難指示後、速やかに防護用棒を持って、不審者に対応する。

《察知した（連絡を受けた）職員は》

- ・ 事態の状況を確認した後、近くの児童に避難指示をするとともに、速やかに事務室に事態を知らせる。
- ・ 事務室で連絡を受けたものは、校長または教頭の指示を仰ぎ、場合によっては警察に連絡をする。
- ・ 児童の安全を確保し、連絡後、隣接の教員に応援を求める。
- ・ 応援を求められた教員は、児童に避難指示をした後、防護用棒を携行して、直ちに現場に駆けつけ、不審者に対応する。

*不審者の対応は、取り押さえることを第一義とせず、不審者の気持ちを落ち着かせるように説得するとともに、警察官の到着までの時間稼ぎを行うことをねらいとする。

《校長・教頭は》

- ・警察（110）、場合によっては、消防署（119）に通報する。
- ・校内放送で、事態を知らせる。

今から、『がんばろう集会』をしますので、集合してください。

男性職員は、準備物を取りに事務室に集合してください。

※ 繰り返し

- * 侵入者を刺激しないため、非常ベルの使用や、「不審者侵入」等の放送はできるだけ避けるが、状況によっては行う。
- * 避難場所を侵入者に特定させないため、避難場所は放送しない。その場合には、運動場へ避難する。
- * 警察や消防署に通報し校内放送した後、校長又は教頭は、現場に直行し、状況の把握をする。また、事務職員に、駐車場でパトカー、救急車の誘導にあたるよう指示する。

《全職員は》

- ・児童の安全を確保し、引率して安全な場所に避難させる。
- ・けが人など被害の有無を各担任は、校長に報告する。

- ③負傷者がでた場合は、直ちに養護教諭を中心にして、応急処置を施し、校長に報告して119番に通報し、救急車の出動を要請する。
- ④緊急性、危険性の高いときは、火災報知機のボタンを押して、非常事態を校内全体に知らせる。